

京都駅東南部エリアにおける市有地の
活用に係る契約候補事業者選定のための
募集要項

令和6年12月
京 都 市

目次

<募集要項本文>

1 趣 旨	1
2 本物件の概要	2
3 申込資格	6
4 活用条件及び審査基準	7
5 申込手続	8
6 契約候補事業者の選定方法	11
7 売買契約の締結等	12
8 売買代金の支払	13
9 所有権移転登記及び買戻特約登記	13
10 その他	14
11 スケジュール	15
12 問合せ先	15

<別紙及び様式>

(別紙1) 提出書類一覧	16
[様式1-1] 応募申込書	18
[様式1-2] 構成員調書	19
[様式1-3] 調査同意書(水道料金・下水道使用料)	20
[様式1-4] 誓約書	22
[様式1-5] 事務遂行体制(活用計画を実現する体制)	23
[様式1-6] 事業実施実績書(活用計画と同種事業の実績)	24
[様式2-1] 活用計画書(活用計画①～⑤)	25
[様式2-2] 事業費概算書(初期投資)	30
[様式2-3] 初期投資に伴う資金調達計画書	31
[様式2-4] 長期損益計画書(基礎資料)	32
[様式2-5] 長期損益計画書	33
[様式2-6] 長期キャッシュ・フロー計算書(資金収支計画書)	34
[様式3] 買受希望価格書	35
(別紙2) 審査項目及び審査基準	36
(別紙3) 市有財産売買契約書(案)	37

1 趣 旨

京都駅東南部エリア（以下、「本エリア」という。）は、京都駅に近接し、京都市立芸術大学及び京都市立美術工芸高校が所在する京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政、文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっています。

本市では、こうした状況を踏まえ、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めを掛けるとともに、本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで、京都全体の活性化につなげていくことを目的に、平成29年3月、京都駅東南部エリア活性化方針（以下「活性化方針」という。）を策定し、将来像の実現に向けて取組を進めてきました。

本エリアでは、市有地活用により整備中のアート複合施設の開業等により、今後、これまでにない新たな人の流れが生まれることが期待されています。

本市では、この好機を捉え、「文化芸術」による本エリアの魅力を更に高め、国内外に向けて本エリアの魅力を発信することで、文化芸術を学んだ若者や文化芸術に関心のある若者が本エリアで創作活動や表現活動をすることを促し、「文化芸術」エリアとしての価値を高めるとともに、こうした若者が本エリア及び京都市内へ定住・移住する契機となることを期待しています。

今回、「文化芸術」エリアとしての価値を高めることを目的とした本エリアにおける市有地の活用方策について、公募型プロポーザルにより、より良い提案を行う事業者等を広く募集し、選定するに当たり、必要な事項をまとめたものです。

※公募型プロポーザル方式（総合評価方式）

活用計画に関する企画提案を事業者等から求め、学識経験者等で構成する「京都駅東南部エリアにおける市有地の活用に係る契約候補事業者委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において、土地活用案の内容を総合的に審査し、最も優れた事業者等を契約候補事業者として決定します。

2 本物件の概要

【土地の表示】

(地番) 京都市南区東九条南河原町 13 番 1

(地目) 宅地

(地積) 1,572.60 m² (実測)

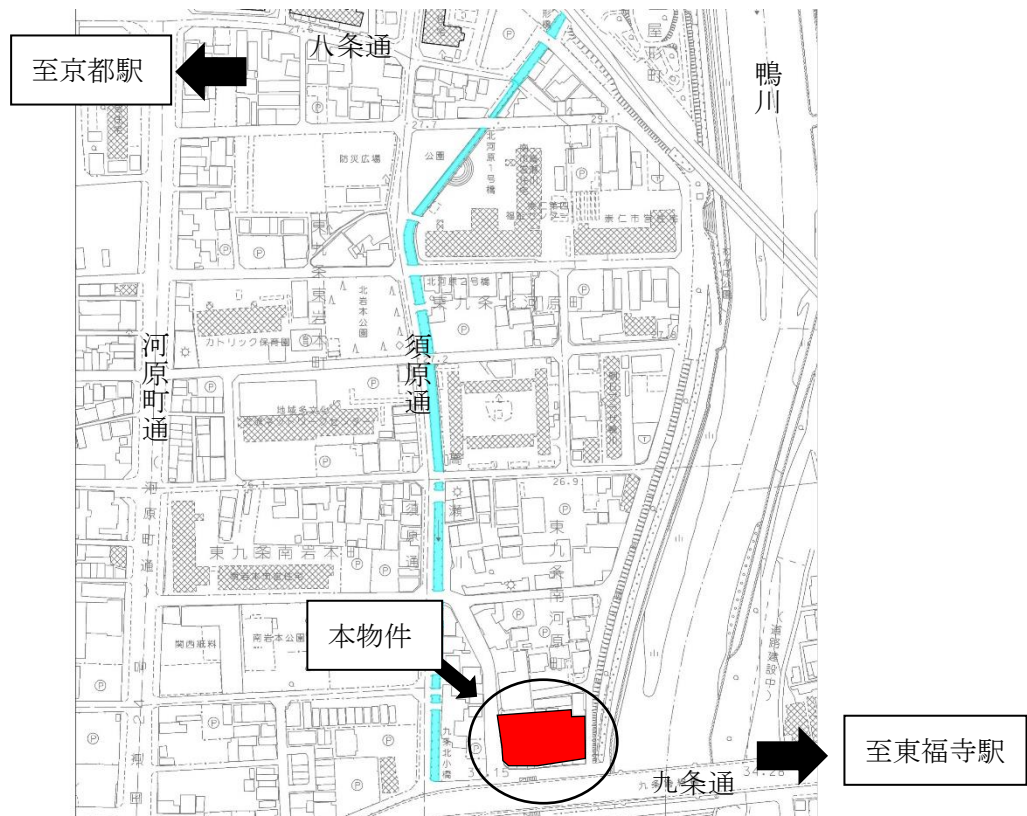
【土地の現況】



【位置】

J R 東海道・山陽本線他 京都駅八条口から約 900m

京阪本線・J R 奈良線 東福寺駅から約 400m

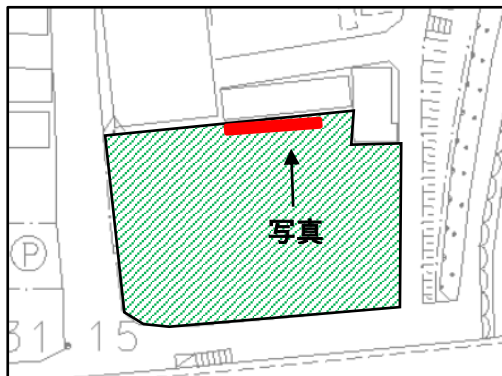


【公法上の規制等】
・近隣商業地域（建ぺい率 80％、容積率 400％） ・20m第 4 種高度地区 ・準防火地域 ・沿道型美観形成地区幹線地区 ・近景デザイン保全区域(21-1) ・遠景デザイン保全区域(11) (49) (4)-3km 以内 ・事前協議（景観デザインレビュー）区域（21-E） ・屋外広告物第 5 種地域 ・京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区 ・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域 ・既成都市区域 ・宅地造成等工事規制区域
【埋蔵文化財の有無】
周知の埋蔵文化財包蔵地（特別一般遺跡（平安京跡））に該当しています。文化財保護法に基づく各種対応は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課と協議のうえ、契約候補事業者の負担により、活用計画に応じて実施するものとし、本市は負担しません。
【土壌汚染】
特定有害物質による土壌汚染を把握するための土壌汚染表層調査及び絞り込み調査を実施したところ、一部の土壌から、基準値を超える鉛（※）が検出されたことから、深さ 10 m までの土壌を採取し分析を行う土壌汚染深度調査を実施し、基準値を超える鉛による汚染土壌が 1 m までの深さにあることを把握しています。 （※）土壌含有量：150～600mg/kg（基準値：150 以下）、土壌溶出量：適合 現在、本市において、土壌汚染対策法第 14 条の規定に定める区域指定の申請手続きを進めており、結果については、契約候補事業者に対し、文書で通知することとします。売買契約締結後、土壌汚染対策法等の関係法令に基づく対応は、契約候補事業者の負担において、活用計画に応じて適切に実施することとし、本市は負担しません。なお、事前に収集した情報に基づく土壌汚染対策費用については、最低売却価格に反映しています。 また、現在、土壌汚染が確認された部分については、シートで保護したうえ、周囲を鍵付きフェンスで囲っています。区域指定が完了するまでは、本物件への立入は可能ですが、シートをめくる等の行為をすることはできません。

【その他】

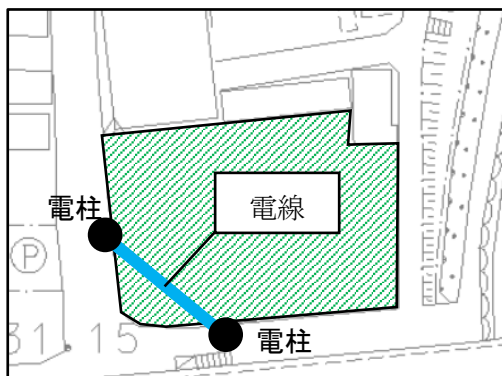
- ・ 本物件は、定着する構造物等（フェンスや外周ブロック等）の一切のものを含み、所有権移転時の現状有姿で売却します。解体・撤去については、契約候補事業者の負担により実施するものとし、本市は負担しません。
- ・ 本物件北側境界上空部において、隣地の建物の一部（樋及び屋根構造物）が越境しています。越境物の取扱いについては、必要に応じて隣接者と協議してください。

※ 越境の箇所図



- ・ 本物件南西角上空部において、関西電力送配電株式会社の水平支線が越境しています。水平支線の撤去を関係事業者に依頼しています。

※ 越境の箇所



- ・ 本物件西側及び南側において、本市所有の外周ブロックの一部が道路に越境しています。活用に当たっては、契約候補事業者の負担により撤去可能ですが、事前に本市建設局土木管理部南部土木みどり事務所と協議してください。
- ・ 本物件南部に散水栓、東部に量水器ボックス、北東角部に塩ビ管が存在しており、いずれも本市が所有しています。活用に当たっては、契約候補事業者の負担により、撤去可能ですが、事前に京都市上下水道局水道部水道管路管理センター給水工事課（南部担当）南部工事第1係と協議してください。
- ・ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、

当該地は少なくとも、大正時代から平成28年の建物除却時まで家屋、廃品集荷場、アパート、鉄工所建材所などに利用され、現在の状況となっています。

- ・ 除却時の資料は、平成28年度解体工事の仕様書のみであり、解体工事の詳細（範囲、地下埋設物の撤去状況等）を確認できる資料や工事完了証が残存していなかったことから、地中レーダー探査（1.0m間隔、ユーティリティスキャンスマートシステム使用）を実施しました。その結果、管状の埋設物が3箇所あることが確認されたほか、物件中心部よりやや東側のところに何らかの層状の埋設物があることが確認されました。
- ・ 管状の埋設物については、本市所有の上水管及び下水管のほか、大阪ガスネットワーク株式会社所有のガス管であることを確認しています。上水管及び下水管については、現在使用されていないことから、契約候補事業者の負担により、撤去可能ですが、事前に、上水管については京都市上下水道局水道部水道管路管理センター給水工事課（南部担当）南部工事第1係と、下水管については京都市上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センターとそれぞれ協議してください。また、ガス管についても現在使用されていないため、撤去にあたっては、大阪ガスネットワーク株式会社と協議してください。

なお、本物件全体の試掘調査は実施しておらず、その他の地下埋設物（通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。）の存在を否定するものではありません。

- ・ 売却後、新たに地下埋設物が発見された場合については、契約候補事業者の負担により、各法令等に基づき、適切に対応してください。

なお、地中レーダー探査により判明している層状の地下埋設物の撤去費用については、最低売却価格に反映しています。

- ・ 地中レーダー探査の結果については、京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課において貸し出します。（詳細は10ページを参照）
- ・ 地盤に関する調査は実施しておらず、地盤の状態は不明です。地盤の改良等に要する費用は、契約候補事業者において負担するものとし、本市は負担しません。
- ・ 当該地は、京都府マルチハザード情報提供システムにおいて、浸水深2.0m～3.0m未満の洪水浸水想定区域に該当します。なお、土砂災害警戒区域等には該当しません。
- ・ 契約候補事業者は、売買契約の締結後、引き渡された土地及び構造物に、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの（本市が知りながら契約候補事業者に告げなかった事実によるものを除きます。）があるときにおいても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

3 申込資格

申込みの資格を有する者は、「4－(1) 活用計画」に示す事業を実施する意思があり、次の(1)から(8)までのいずれにも該当しない者に限ります。

なお、複数の法人が共同して申し込むことも可能ですが、この場合は、全ての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

※ 共同提案の申込みを行う場合は、あらかじめ1法人を代表者として定め、その代表者が申込み及び事業に必要な諸手続を行ってください。

※ 1法人は、重複して2件以上の提案（共同提案を含む）の申込みを行うことはできません。

※ 特定目的会社（SPC）等の手法を活用し、新たな法人設置を予定している場合は、事前に本市との協議を行ってください。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加する資格を有しない者

(2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

※ 申込資格の確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。

(3) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者

(4) 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者

ア 法人税又は所得税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(5) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続中の者

(6) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

(7) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

(8) その他本市が契約の相手方として不相当と判断する者

4 活用条件及び審査基準

(1) 活用計画

ア 活性化方針の実現に資する活用

本エリアでは、平成29年3月に活性化方針を策定し、長期的な視点に立った4つの将来像と、その実現に向けて取り組んでいくべき18の推進項目を定め、「文化芸術」と「若者」を基軸としたまちづくりを進めています。

提案に当たっては、活性化方針に掲げる将来像の実現に資する計画としてください。

(参照) 京都市情報館「京都駅東南部エリア活性化方針」について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000000078.html>

イ 地域コミュニティの活性化への貢献

地域住民組織である山王自治連合会が実施する地域活動（清掃、安心安全、防災など）への協力や町内会を通じた地域行事への参加等を通じ、地域コミュニティの活性化に貢献できる計画を提案してください。

ウ 地域経済の活性化

新たな雇用の創出、市内事業者の活用や木材をはじめ地域産材の活用など、地域経済の活性化につながる計画としてください。

エ 本市政策への貢献

令和7年3月に策定を予定している「新京都戦略（骨子）」及び「政策集」を参考に、今後、本市が取り組んでいく政策の貢献に資する計画を提案してください。

(参考) 京都市情報館「新京都戦略（骨子）及び政策集について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000335218.html>

オ 最低売却価格（予定価格）

¥306,300,000-

※ 事前に判明した情報に基づく土壌汚染対策及び層状の地下埋設物撤去に係る費用負担を考慮した不動産鑑定評価額です。

カ 活用計画の履行

所有権の移転後は、速やかに活用計画を実施し、所有権の移転の日から起算して10年間は、本物件を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権等の設定をしてはなりません。

【留意事項】

- ※ 提案内容が本市等の許認可、指定等が必要となる場合であっても、売買契約の締結等により、これらの本市等の許認可、指定等が予定されるものではありません。
- ※ 本市等の補助金を受けることができる施設整備及び事業を実施する場合であっても、売買契約の締結等により、本市等補助金の交付が予定されるものではありません。
- ※ 本市の承諾を得ずに活用計画の変更又は所有権の移転等を行った場合は、違約金を請求することがあります。また、売買契約時に10年間の買戻特約を設定し、同特約の登記を行います。詳細については、「市有財産売買契約書（案）（別紙3）」を参照してください。
- ※ 本物件の敷地全てを活用することを前提とした提案に限ります（共同提案においては、共同提案者の取得持分の合計が敷地全てを活用する場合はその提案を認めます。）。
- ※ 共同提案を行う場合は、共同提案者間で相互の計画について十分に調整を行い、活用計画における各提案者の役割及び責任範囲を明確にしてください。また、建築計画の一体性、運営面での連携等、計画相互の調和を図るとともに、敷地全体における総合的な計画となるよう留意してください。
- ※ 共同提案か否かに関わらず、本市において持分割合等における土地の分筆のほか、合筆並びに地目の変更は行いませんので、所有権移転登記後に契約候補事業者で必要な対応をしてください。

(2) 審査項目及び審査基準

別紙2参照

5 申込手続

(1) 申込方法

ア 提出書類

提出書類一覧（別紙1）を参照

イ 提出期間

令和7年2月21日（金）～令和7年2月28日（金）（土日祝日を除く。）
受付時間は午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出にお越しいただく際は、事前に連絡をお願いします。

エ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地 分庁舎３階
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：三井、高比良）
電話番号 ０７５－２２２－４０１６

(2) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、本物件の売却において公表等が必要な場合には、提出書類を申込者の許可なく無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、提出期間内であっても変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(3) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

(4) 質疑及び回答

ア 質疑者の資格

「３ 申込資格」と同じ

イ 質疑の方法

質疑の要旨をエクセルにて簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

なお、件名は【質疑（質問者氏名（法人の場合は法人名））】としてください。

送信先 京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：三井、高比良）

sumamachi@city.kyoto.lg.jp

電 話 ０７５－２２２－４０１６

※ 電子メールを確実に受信するため、電子メール送信後に、担当者まで電子メールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

ウ 質疑の受付期間

令和７年１月１４日（火）～令和７年１月２２日（水）午後５時

エ 回答

令和７年１月３１日（金）までに質疑回答書をホームページに掲載します。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。

なお、質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

<ホームページ URL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000335887.html>

(5) 現地見学会の開催

ア 実施日時

第1回 令和7年1月10日（金）午前10時から正午まで

第2回 令和7年1月15日（水）午前10時から正午まで

※ 現地見学会では質疑は一切受け付けません。質疑がある場合は、上記「(4) 質疑及び回答」の方法に従ってください。

イ 集合場所

京都市南区東九条南河原町13-1（現地）

※ 駐車場はございませんので、車でお越しの方は、周辺のコインパーキングを利用してください。

ウ 参加資格

「3 申込資格」と同じ

エ 参加申込方法

実施日の2開庁日前の午後5時までに、電子メールで申込みのうえ、電話による確認を行ってください。

オ 申込先

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：三井、高比良）

送信先 sumamachi@city.kyoto.lg.jp

電 話 075-222-4016

カ 留意事項

写真撮影は可能ですが、撮影したものをSNSに掲載する等、本件に係る目的以外の使用は禁止します。また、録画・録音は不可とします。

(6) 基礎資料の貸出し

本物件に関する基礎資料を紙媒体又は電子媒体（DVD）にて貸し出します。

ア 資料

- ・ 地歴の調査に利用した資料（位置図、登記事項証明書、閉鎖登記簿、旧土地台帳、公図、旧公図、地積測量図等）
- ・ 土壌汚染に係る調査報告書（地歴調査、表層調査、深度調査）
- ・ 地中レーダー探査報告書

イ 受付期間

令和6年12月26日（木）～令和7年2月28日（金）（土、日、祝日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

エ 受付方法

電話での事前連絡のうえ、上記期間内にお越しください。

ただし、質問については、質疑の受付期間（令和7年1月22日（水）午後5時まで）しかお受けできませんので、御注意ください。

オ 貸出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：三井、高比良）
電話 075-222-4016

(7) その他

提出書類を提出後、申込者の財務状況などに関する資料の提出を追加でお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

6 契約候補事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（総合評価方式）により、契約候補事業者を選定します。

(1) 活用計画の審査

申込者の提出書類を基に、選定委員会において「審査項目及び審査基準（別紙2）」に基づき提出書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市から連絡します。

イ 審査は、審査項目ごとに5段階（1～5点）で評価を行います。

なお、不適当と認められる場合は0点とします

ウ 各審査項目の評価点に重要度に応じて設定した係数（2～4）を乗じ、各項目の得点を算出します。

エ 選定委員会の各委員が採点した合計得点を踏まえ、選定委員会の合議を経て最終得点を決定します。

オ 小項目1～8の合計得点が満点の6割（73点）未満又は小項目1～7の合計得点が6割（66点）未満である場合は、失格とします。また、本市が事前に定める最低売却価格を下回る場合についても、失格とします。

カ 提出書類の内容が不適当と判断した場合又はいずれかの審査項目において選定委員会委員の過半数が不適当（0点）と判断した場合は、当該申込者を失格とします。

キ 共同提案の場合は、審査項目「活用計画の内容」のうち、特に小項目4～7については、個々の事業計画の評価とともに、敷地全体の総合的な計画としても評価します。

ク 故意に虚偽のある申込みについては、審査結果によらず失格とします。

＜選定委員会委員＞◎：委員長（五十音順・敬称略）

氏 名	所属等
◎ 長上 深雪	龍谷大学名誉教授
加須屋 明子	京都市立芸術大学美術学部教授
木戸 隆之	市民公募委員
白須 正	京都工芸繊維大学監事
九十九 壽雄	山王自治連合会長
前野 芳子	前野公認会計士事務所代表
山口 敬太	京都大学大学院地球環境学堂准教授（工学研究科兼任）

(2) 契約候補事業者の決定

ア 買受希望価格が、本市が事前に定める最低売却価格以上で、かつ、最高の得点（ただし、小項目１～８の合計得点が満点の６割（７３点）以上、かつ小項目１～７の合計得点が６割（６６点）以上）を獲得した者を契約候補事業者とします。(2)

イ 申込者が１者の場合でも、小項目１～８の合計得点が満点の６割（７３点）以上、かつ小項目１～７の合計得点が６割（６６点）以上で、契約候補事業者として適当と認められる場合は、その者を契約候補事業者とします。

ウ 審査の結果、契約候補事業者なしとする場合があります。

エ 契約候補事業者は、本市との契約の締結に向けて、法令を遵守するとともに、活用計画について、地域の理解を得ることに努め、誠実に取り組むものとしします。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果の決定後、本市から速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（審査結果、契約候補事業者名、提案内容、提案価格等）については、本市のホームページ等で公表します。

7 売買契約の締結等

(1) 売買契約の締結

本市が指定する日までに、契約候補事業者は、「市有財産売買契約書（案）（別紙３）」により、本市と契約を締結することとします。契約の締結は、京都市行財政局資産イノベーション推進室において行います。また、契約を締結できない場合は、次点者を新たな契約候補事業者とします。

(2) 費用の負担

売買契約書（本市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙（売買金額に応じたもの）は契約候補事業者の負担となります。

なお、本市が作成する文書は印紙税非課税であるため、契約候補事業者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

(3) 契約名義人

申込者名義で契約を締結してください。

共同提案の申込みの場合は、必ず共有名義で契約を締結してください。

なお、本契約における債務は連帯債務になります。

(4) 注意事項

契約候補事業者が、本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

なお、共有名義で売買契約を締結する場合又は活用計画の内容によっては、売買契約書の内容を変更することがあります。

8 売買代金の支払

本契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）には、本市が送付する納入通知書により、売買代金の全額を納付していただきます。

(1) 支払日

契約締結日後、14 開庁日以内

(2) 支払金額

売買代金の額

(3) 契約保証金

本契約締結日に、売買代金の 100 分の 10（円未満切上げ）に相当する金額を契約保証金として納付していただきます。

なお、契約保証金には利子を付しません。

※ 売買代金の全額を本契約締結日に一括納付いただくことで、契約保証金の支払いを免除することが可能です。

9 所有権移転登記及び買戻特約登記

(1) 所有権の移転

本物件及び定着する構造物の一切の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

(2) 手続

契約事業者から、登記嘱託請求書、登録免除税相当額の現金領収証書、買戻特約に関する登記承諾書（兼登記原因証明情報）等の提出を受け、本市が所有権移

転登記及び買戻特約登記の手続を行います。

※ 共同申込みの場合は、構成員調書に記載された持分に従い、所有権移転登記を行います。

(3) 費用の負担

所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は、契約事業者の負担となります。

(4) 手続の完了

所有権移転登記が完了次第、契約事業者に登録完了証及び登記識別情報通知書が交付され、全ての手続が完了します。

なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等、各種の公租公課が発生しますので、御留意ください。

10 その他

(1) 選定委員会委員との接触の禁止

選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、本件に関する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 契約候補事業者の取消

契約の締結までの間に、契約候補事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、契約候補事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を契約候補事業者とします。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

また、契約候補事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合、当該事業者への損害賠償請求を行うことがあります。加えて、当該事業者の決定を取り消し、次点者を契約候補事業者とします。

(3) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(4) 周辺住民への配慮

建設工事に当たっては、必要に応じて地域住民への説明の場を設けるなど、配慮した計画としてください。

1 1 スケジュール

募集要項の配布	令和6年12月26日(木)～令和7年2月28日(金)
基礎資料の閲覧	令和6年12月26日(木)～令和7年2月28日(金)
現地見学会	第1回 令和7年1月10日(金) 午前10時～正午 第2回 令和7年1月15日(水) 午前10時～正午
質疑の受付期間	令和7年1月14日(火)～令和7年1月22日(水)
質疑の回答	令和7年1月31日(金)まで
申込書類の受付期間	令和7年2月21日(金)～令和7年2月28日(金)
選定委員会(提案審査)	令和7年3月以降
契約候補事業者の決定	令和7年3月以降
契約締結・売買代金納入	令和7年度中
所有権移転等の登記	令和7年度中

1 2 問合せ先

【物件概要に関すること】

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課(担当:三井、高比良)

住所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階

電話 075-222-4016

電子メールアドレス sumamachi@city.kyoto.lg.jp

【趣旨、活用条件、活用計画、活性化方針などに関すること】

京都市総合企画局プロジェクト推進室(担当:西川、渡邊)

住所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地分庁舎地下1階

電話 075-222-4178

電子メールアドレス project@city.kyoto.lg.jp